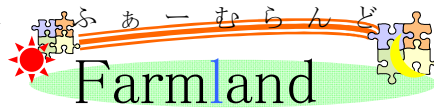




会報



第22号

平成27年3月

農地・水保全管理支払交付金(共同活動支援交付金)の抽出検査

平成27年2月19日、20日に農政局による農地・水保全管理支払交付金(共同活動支援交付金)の抽出検査が県内の5活動組織を対象に行われました。主に共同活動支援交付金に係る平成25年度の実施状況を申請書類及び報告書類、金銭出納簿、証拠書類等により確認され、指摘事項として、引き継ぎのための物品台帳作成(デジカメ他)、領収書のあて名、領収書番号の記載漏れ等がありました。

抽出検査については、農政局が毎年実施することとなっています。活動組織においては、いつ検査を受けてもよいように、日ごろから関係書類等の整理整頓をお願いします。(なお、関係書類の保存期間は5年となっています。)



(技術的な) 研修会のご要望があれば、お聞かせ下さい。

平成26年度は、県内3会場に於いて、「水路の目地補修(充てん工法)」を開催させて頂きました。(ふぁーむらんど18号に掲載)

平成27年度においても、活動組織のご要望にお答えできるよう、研修会の開催を予定しております。要望がございましたら、協議会事務局(支援員)までお願いします。

◎防草シートの設置 資源向上活動(共同活動)施設の軽微な補修

畦畔をネット等の資材で被覆して雑草の生育を抑制することにより、草刈り作業が軽減されます。一般に、導入場所としては、草刈りがしにくい斜面等が適します。

◎カバープランツ(ハーブの植栽・管理) 資源向上活動(共同活動)施設の軽微な補修

特定の植生で被覆することにより、他の雑草防止、土壌浸食防止、病虫害発生防止が可能となります。

◎畦畔への小段設置 資源向上活動(共同活動)農村環境保全活動

畦畔法面、溝畔法面等の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止することができます。

また、平成27年度の実践活動で上記を計画されている活動組織がございましたら、是非ともお知らせください。

多面的機能支払で出来ること。平成27年度に取り組んでみては？

鳥取県の基本方針に記載がある内容であれば取り組むことができます。年度活動計画の策定時に役員（構成員）で考えてみられては、どうでしょうか？（活動計画の変更届で実施できます。）

1. 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

◎農用地に関する取組内容

□鳥獣害防護柵の補修・設置

- ・遊休農地再発防止を目的とした、鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。（なお、施設の長寿命化のための活動では、補修のみとなっています。）

◎農村環境保全活動

景観形成・生活環境保全

□施設等の定期的な巡回点検・清掃

- ・地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。
- ・畦畔法面の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止するため、法面への小段（犬走り）の設置を行うこと。

資源環境

□地域資源の活用・資源循環のための活動

- ・地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。

2. 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）

◎農用地に係る対象活動（対象活動（集落）が管理する水路・農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の対象活動とすることができるもの。）

□暗渠排水の補修

- ・排水機能が低下している暗渠排水施設の機能回復のための補修を行うこと。

□給水施設の補修

- ・給水機能が低下している給水栓及び取水口等の機能回復のための補修を行うこと。

□進入施設の補修

- ・進入機能が低下している進入路等の機能回復のため補修を行うこと。

□鳥獣害対策施設の補修

- ・カラス、イノシシ、サル、シカ、タヌキ等によって発生する農作物被害の未然防止のための鳥獣害対策施設の機能低下を改善するため補修を行う。

□暗渠排水の更新等

- ・排水機能が低下している暗渠排水施設の更新を行うこと。

□給水施設の更新等

- ・給水機能が低下している給水栓及び取水口等の更新を行うこと。

□進入施設の更新等

- ・進入機能が低下している進入路等の更新を行うこと。

お困りごと等は、支援員へ

平成27年4月以降も支援員を配置します。活動組織でご不明な点ありましたら、お気軽に支援員へご連絡をお願いします。また、支援員が時期を決めて巡回指導させて頂く予定です。

配置先	氏名	勤務先	連絡先
東 部	小林 孝規	水土里ネットとっとり(協議会事務局)	0857-38-9500
中 部	岡本 俊彦	水土里ネットとっとり倉吉事務所	0858-47-0055
西 部	種田 順治	水土里ネットとっとり米子事務所	0859-32-9710